慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	上代土地制度の諸問題
Sub Title	On the problems of the land system of ancient Japan
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.80- 105
JaLC DOI	
Abstract	The writer treats in this article a few problems of the "Handen-Shuju-no-Ho" or the System of Distribution of Farmland. The first problem is that we can hardly learn the details of the system from the description in the Nihon Shoki. The second is that there was a difference between the rate of land tax prescribed at the time of the Taika Restoration (646) and that exercised in the third year of Hakuchi (653). According to the description in the Nihon Shoki concerning the events of 653 -six years after the Restoration- the distribution of farmland (ricefield) was completed in that year and the rate of land tax for tax payment in kind was 1.5 soku 束 of paddies per tan 段. However, it had been fixed at the time of the aforesaid Restration that the people should offer paddies of 2 soku and 2 ha 把 out of 1 tan harvest. In this respect, the writer of this article presumes that the rate adopted in the Nihon Shoki was described by the compilers in accordance with the revised rate of the third year of Keiun (706). Considering the description mentioned above, those which were introduced in the Nihon Shoki at the explanations of the systems of land distribution and census registration at the time of the Restoration, might be the accounts corrected in accordance with the provisions of the Codes issued in later ages. There have been various reports on the odd volume of a census register that was found in northern Kyushu. In this respect, the writer of this article is of opinion that the odd volume of census register was not the one which was compiled in accordance with the Kiyomihara Ryo (The Code issued by Kiyomihara Court in 689) but with the Taiho Ryo (the Taiho Code, compiled in 701 and promulgated in 702). Accordingly, the writer presumes that the distribution of farmland was exercised in Kyushu every six years in accordance with the provisions of the Taiho Ryo. The writer believes, therefore, that at the time of the first distribution in Kyushu, all persons older than one year of age were allowed to have farmland, and the acreage allowed to each person was to be rearranged in the next distribution year.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上代土地制度の諸問題

今宮　新

(一)

自分はかつて、上代の土地制度、特に班田收授制についての研究を行つて、「班田收授制の研究」を發表し、また最近、「上代の土地制度」といふ小冊子に於いて、其後の新研究を出來るだけ取り入れようと試みたのであるが、これに關する諸問題についての研究は、最近各方面で盛んに行はれ、眞にその進歩の著しいものがあり、從つて極めて早急の中に稿を爲した以上の小冊子に於いては、見ることの出來なかつた論文も多く、また疑問とする點も多々あつたので、これらの點について述べてみようと思ふのである。上記の研究に於いて取り上げた研究對象は、班田收授制度の成立、制度の內容、中國古田制との比較、口分田私有說の批判、制度の實施、制度崩壞の原因及びその對策、崩壞の過程などである。然しこれを詳細に研究して行くことは、極めて困難であつて、こゝに種々の疑問が生じ、また幾多の意見の相違が起つて來るのである。この小論に於いては、これらの問題に解決を與へることは、勿論不可能であるので、ただ從來、自分の考へてゐたことを述べて、更に種々の疑問を提出するに過ぎない結果となるものと思はれる。

(二)

先づ第一に問題になることは、班田收授制度の成立に關する日本書紀の記事である。言ふまでもなく、班田收授といふ語は、大化二年正月の改新の詔第三に、

初造二戸籍、計張、班田收授之法一。

とあつて、初めて現れてゐるのであるが、その內容や施行については、殆んど何等の記載もないのである。戸籍を作り田畝を校すること、及び倭國六縣に使を遣して田畝を校したこと等については、前年卽ち大化元年八月に、東國の國司等に下した詔の中に見え、また同年九月には、使者を諸國に遣して民の元數を錄せしめ、次で土地の兼併賣買を禁ずる詔を下してゐるのである。これらは恐らく、班田制を施行する準備と思はれるが、大化二年正月に再び戸籍の作成を命じながら、更に重要であり、又複雜な內容をもつ政策である班田制の內容にふれることのないのが不思議であると考へられるのである。この制度の內容を示すものとしての殆んど唯一の記事は、二年八月の條に、

以收二數田一、均給二於民一、勿レ生二彼我一、凡給レ田者、其百姓家、近接二於田一、必先二於近一。

とあり、その實施を示すものとしたは、二年三月の條に、

以二其屯田一、班二賜群臣及伴造等一。

とあり、またこれより六年目にあたる白雉三年正月の條に、

自二正月一至二是月一、班田旣訖。

といふ記事を見るに過ぎないのである。

上記の屯田を以て群臣等に班ち賜はつたといふ記事は、皇室御料の一部を貴族・豪族等に班ち賜つたことを指すもの

であつて、班田收授制の施行を示すものではなく、むしろ食封の一種と認むべきものであらう。群臣、伴造等に先づ食封を賜つたことは、彼等の私有地を收公する場合に、その反對を緩和する政策として行はれたものであるかも知れないのである。從つてこれは班田制を施行する一種の準備と見られないこともないのである。

白雉三年の記事については、年時と記事との矛盾のある點等よりして、何らかの誤脫のあることは、すでに論ぜられてゐるところであり、更にまた、同年四月の條に、是月戸籍を作るとあることは、一層不可解とされるである。造籍より以前に班田の行われることはあり得ないと思はれるので、この記事に疑問をもつことは當然であり、それらの記事全體の眞僞を疑ふことにもなるのである。かくてこの記事は、大化二年より丁度六年目にあたるので、六年一班の田令の規定によつて、後人の作爲したものではないかとの疑ひさへ生ずるのである。この作爲說について、私はさきに、もし作爲されたものとすれば、正月の條に、「自正月至是月云々、」といふやうな誤つた記事を入れたり、また班田より後に戸籍を作るといふやうな矛盾した記事を挿入する筈はない。このやうな記事に誤謬のあることが、却つて後人の作爲を否定するものではないであらうか。いずれにもしろ、この記事を全部抹殺すべき十分なる理由を見出し得ない。從つてこの記事は、そのあるべき位置が誤つているか、或は何等かの脫字のあることは當然認められるが、記事そのものゝ內容は、これを事實と見るべきであらう、となしたのである。（拙者、班田收授制の研究（奈良時代以前に於ける班田制の實施）參照）その後この記事を全部後人の作爲となす確證も見出し得ないやうであつて、この時の班田の施行は認められてゐるやうである。

さて然しこゝに注意すべきことは、前記の白雉三年の「班田既に訖りぬ」の記事の次に、

凡田長卅歩爲段、十段爲町。

とあり、その分註に、

段租稻一束半、町租稻十五束。

とあることである。これを大化二年正月の改新の詔第三にある記事卽ち、

凡田長卅歩、廣十二歩爲段、十段爲町、段租二束二把、町租廿二束。

と比較すると、こゝにも白雉の記事の矛盾のあることに氣付くのである。この點に關して、これらの記事を近江令からとつたか、または大寶令からとつたか、いづれにしろ書紀の編者か、または後人の加筆と考へる學者は、この分註について、これは所謂「令前租法」にあたるものであり、大寶令の規定とは違つてゐるが、もし積地の法が租法と共に改められたならば、この租法は、こゝに記してある三百六十歩を一段とする制度に伴つてゐたものかどうか疑はしいから、この分註は編者の誤記か、或は別人の記入したものと見るべきであらう。段積については、「爲段」の上に「廣十二歩」が脱していると考ふべきであるとなしてゐるのである。（津田左右吉、上代日本の社會及び思想、三〇五―六頁）

然しまた一方に於いては、これと異る見解があるのである。卽ち、この記事は一見大化二年の祖稻を滅じて一束半にした如く見ゆるが、實はそうではない。また大化の地積を改めて古法に復して、段積を二百五十歩に改められたので、本文に長三十歩とあるのは二十五歩の誤であるといふ說もあるが、五年の中に元に復したとも考へられない。この段租一束半とあるのは、大化前の大升卽ち大十斤一束の一束五把であつて、その實質は大化の定めの二束二把と同量である。故に大化改制の時に始めて唐量（卽ち滅大升）を用いて、從來の斤稻（卽ち大十斤一束）の一束半を量れば約二束

二把に當るので、大化の租法が出來たのである。然し舊來より使用していた大升の方が便利であつて、民間では未だ唐量を使はなかつたものであらう。それ故に以前の斤稻の定めに復したものと思はれる。或は舊に復するといふ制令はないけれども、唐量の二束二把も斤稻の一束半も實際は等しいので、こゝでは斤稻で書いたものであらう。田制町段は改新の一段三百六十歩であるが、租法斗量は大化前に同じく大十斤一束の定めとして段租一束半としたものであらう、といふのである。（横山由清、日本田制史、一八一―二頁）

以上代表的と思はれる可否の見解を記したのであるが、白雉の分註は、編者の誤記か、民間で行はれてゐた舊制を記したか、別人の加筆か等の問題が生じて來るのである。田積については、「廣十二歩」が脱ちていることは明白であつて、一段三百六十歩制で大化の記錄と同樣であることは當然認められるが、租法が大化の記錄と異ることは、何を意味してゐるのであらう。それを誤記や民間の舊慣を記入したと見ることが果して妥當であらうか。

（三）

さて一方大化當時の記錄を見ると、班田收授に直接關係する記事としては、上述した如く、田積即ち「凡田長卅歩、廣十二歩云々、」と、大化二年八月の詔に、「凡給田者、其百姓家云々、」といふ規定を見るに過ぎないのである。これは上にも述べたやうに如何にも疑問であり、しかもこれらの記事は、田令に、

凡田長卅歩、廣十二歩爲レ段、十段爲レ町、段租稻二束二把、町租稻廿二束。

とあり、また、

凡給二口分田一、務從便近一、不レ得二隔越一。

とあり、義解に、

從二其家居便近一而給也、縱求二外處一不レ可レ聽也。

と解してゐるものと、同一の句であり、また同様の内容である。

大化當時の班田收授制の内容は、當時の記錄によつては詳細に知ることが出來ないのであるが、現在我々は、大化より約五・六十年後に制定された大寶・養老兩令によつて、大化當時もそれと同様であつたらうと想像するに過ぎないのである。果してそれが正のいかどうかは疑問であると言はなければならない。大化後五・六十年の間の中に、それらの新制度を實施してみて、種々の修正や變更があつたと考へるのが自然のやうに思はれる。然し自分はさきに、この點に關して次の如く記したのである。即ち、從來の研究によると、口分田の授田額に關する田令の規定（男子二段、女子はその三分の二、奴婢は三分の一、）は大化當時と同様であり、また造籍の關係より六年一班の制度も大化當時に定まつたものであり、さらに六才を授田年齡とすることも同様であると考へられてゐるのであつて、（坂本太郎、大化改新の研究、（第三篇第二章）參照）それは注目すべき研究であるが、これらを直接立證する史料が存しないのであるから、これを以て直ちに、大化當時の班田收授制の内容であつたとなすことには、幾分躊躇せざるを得ない。この制度の實施は、大土地所有者は言ふまでもなく、一般民の生活の根本に觸れるものであるから、その施行にあたつては、種々の困難や支障の發生するであらうことを、立法者は大いに考慮したと思はれる。また事實に於いても、その施行がかなり困難であつたことは、後の班田實施の場合より見ても十分想像されるのである。從つて大化當時この新制度を制定するにあたつて、そ

の内容が現在知られてゐる如く不明瞭であつたとは考へられない。然し現存する記錄に、その内容を示す當時の史料が殆んど記載されていないのは、何故であらうか。恐らくこの所謂改新第三の詔は、書記に完全に記載されてゐないのであらう。坂本博士がこの文の前半は恐らく詔勅の原文の省略であり、その後半は前半の細目にあたるものであつて、この點は、改新の第二の詔の「初めて京師を修む云々、」の條についても同樣であるとの意見を述べられているのは、當を得たものであらう。（坂本太郎、化改新の研究、參照）要するにこれらの内容の明確でないことは、改新當時の詔勅が不備であつたか、または書記の編纂者がその省略よろしきを得なかつたか、或は傳來の不十分であつたかの三點に歸せられるであらう。（拙著、班田收授制の研究（大化當時の班田收授制）參照）しかしなほ考へられることは、大化當時に於いて、公地公民主義、班田收授制をかゝげてはゐたが、その制度の内容は、いまだ十分整つてゐなかつたのではないかとのことである。班田制は主として唐田制によるものであることは周知のことであるが、これには造籍、校田が前提をなすことは言ふまでもなく、唐制をそのまゝ我國に模倣したものではないので、（拙著、上掲書（日唐田令の對象）參照）その制定には、相當の時日を要したものと思はれる。從つて大化當初に於いては、その内容が十分に確定していなかつたのではないかと考へられるのである。

（四）

さてこゝで再び、白雉三年の記事について考へてみようと思ふ。書紀大化二年正月の條にある租稻の記事及び田令にある租稻の規定卽ち段租稻二束二把と、白雉の記事にある一束五把とは、如何なる關係にあるのであらう。この白雉の

分註を編者の誤記または民間の舊慣を記したものと見るべきでさらうか。これらについて自分は疑問をもつのである。卽ちそれは、「田令集解田長條」に引かれた「古記」に、

慶雲三年九月十日格云、准令、田租一段、租稻二束二把以方五尺爲歩歩之内得米一升一町租稻廿二束、令前租法、熟田百代、租稻三束以方六尺爲歩歩之内得米一升一町租稻一十五束、右伴二種租法、束數雖二多少一、輸實不レ異、而令前方六尺升漸差二地實一、遂差升亦差二束實一、是以取二令前束一、擬二令内把一、令條段租其實猶益、今斗升既平、望請、輸租之式、折衷聽レ勅者、朕念、百姓有レ食、萬條既成、民之豐饒、猶同二充倉一、宜二段租一束五把、町租一十五束一、主者施行、今依二笇法一、以二廿二束一准二計十五束者、所レ得束者、一十四束三分之二。

とあり、同じく「穴說」に、

令文廿二束、與二今十五束一、員殊實同、但先束者不二斤成一、今十五束者、成レ斤耳。

とある。なほ政治要略（卷五十三）に記されてゐる明法博士額田國造今足の弘仁十三年十一月五日の「勘二田租束數一事」といふ勘文によると、

檢舊說、令前租法、熟田五十代、租稻一束五把、以二大方六尺一爲レ歩、歩内得二米一升一此大升也、二百五十歩爲二五十代一、慶雲三年格言、准レ令以二大方五尺一爲レ歩、歩内得二米一升一此升稱二減大升一、三百六十歩爲レ段、今按、五十代與二令段一歩積一同、卽所レ得米其數亦同、然卽段内得二米三百六十升一、實此二百五十升也、因二歩多少一積增減、是以准二量令前束與二令内把一、非レ无二增減一、計二笇其積一、令内十四把三分之二、當二令前束一云々。

とあり、なほ續日本紀（慶雲三年九月丙辰條）及び類聚三代格（卷十五）にも、これに關する記事が見いるのである。卽ち

令前の五十代が令内の一段にあたり、令の租法（一段二束二把）と令前の租法（五十代一束五把）とは、殆んど同一内容のものであり、大化改新の詔や大寶令に規定された租法（方五尺一歩、三百六十歩一段、租稻二束二把、即ち不成斤の束）は、令前の代の租法（方六尺一歩五十代、二百五十歩一段、租稻一束五把、即ち成斤の束）と密接な關係があり、しかもこの成斤系の大升が不成斤系の減大升と並行して行はれてゐたことが知られるのである。しかして慶雲三年に租法が段一束五把に改められたが、實際にはその差は僅少であつたのである。度量のこれらの變遷については、すでに早くから說かれてゐるのであつて、たとへば田制私考には次の如く記されてゐるのである。

さて大化の改新に唐の大量をうつし用ひられたれど（所謂減大升なり、減といふも大升より減なればなり）、從來の大升のかた天下に流布して、かつ減大升の二斗二升（二束二把の穀なり）も大升の一斗五升（一束五把の穀なり）も其實等しければ、減大升は官家の定法のみにて、民間よりは從前の大升を用いて一斗五升の租を收れば、官家にてはそれを減大升の二斗二升として算計せられしにて、畿内はしらず、七道諸國までは、此改制の量（減大斤）流布せざりしなるべし。さるからに孝德天皇紀白雉三年の條の分注にも、租稻一束半とかかれたりけむこと、上にいへるが如し。其後令前の制古法に復せられて、減大升は廢せられたり。大寶に再び大化の制に復されて減大升を用ひられたれど、猶諸國おしなべて其制に革めざりしことは、大化の度の如くなりけむ。さるからに又和銅の改制ありて舊の大化前の制に復されたるなるべし。されど和銅の新格は臨時の權法、大寶の命條は永世の正典なれば、其後養老にも删修ありて、官家にては、猶令條の制によりて、減大升を用いて算計の定法は建てられしなるべし云々。（横山由清、日本田制史、二三八―九頁）

さてまた一方、代といふ田積法または呼稱も、後世までかなりながく用ひられてゐたと思はれるから、それらの所謂令前の租法や田積法が、法制の改變によつて、必ずしも一變したものとは考へ難いであらう。兎に角、記錄の示すところによれば、大化の租法は一段二束二把であり、白雉三年には一束五把となり、大寶令では二束二把と定まり、慶雲三年にまた一束五把となり、養老令でまた二束二把に復したものの如くである。但し上に述べた如く、度量法の變更によ

つて、それらの實際の內容は、殆んど變化なかつたものと考へられるのである。然し表面の記錄にあらわれたところは、大化と大寶・養老令の租法が同一であり、白雉の分注と應雲の改制が同一であることが明瞭である。但し白雉の場合は、ただ書紀の分注にこれが記してあるだけであつて、この時租法の改制のあつたことは、全く他に記載を見ないのである。從つて、それは當時、民間に用ひられた實際のものを記したのであらうとの疑も生ずるのである。然し正史たる書紀に、民間の舊度量による一束半と記載することがあるであらうか。疑問とせざるを得ないのである。またこの時代、卽ち白雉三年以前に、租法の改制があつたと考へることはどうであらうか。當時は言ふまでもなく、新制度成立の當初であつて、制度內容の整備やその實施については、ようやくその緖についた時代であつて、いまだ改新の時の租法を改める時期にまで至つていないものと考へられるのである。もしこの頃に改制があつたとすれば、上述の如く、令に於いて大化制にもどり、大寶令施行後約四年にしてまた舊に復したこととなるのであるが、上記の慶雲の格以外には、それを示す史料が見當らないやうに思ふのである。從つてかく考へると、この白雉の分注は、慶雲の改制を記したものであつて、後人の加筆によるものであると見ざるを得ないのである。この分注が後より加へられたものとすると、「凡田長卅步云々」以下が、恐らく後よりの加筆とみられてくるのである。然しこのために「班田既訖」までも、後よりの挿入とは考へられないのであつて、自分は少くとも分注、または「凡田云々」以下を加筆と考へるのである。「凡田云々」が田令田長條と比較すると、「廣十二步」が脫し、分注の租稻が異つてゐるのであるが、前者は故意に脫したものとは思はれないが。後者は明らかに意識的に記したものである。この點からみてもこの分注は後の加筆とみるべきであらう。

さて同年四月の條に、

是月造二戸籍一、凡五十戸爲レ里、毎レ里長一人、凡戸主皆以二家長一爲之、凡戸皆五家相保、一人爲レ長、以相檢察。

との記事がある。これを戸令と比較してみると、爲里條に、

凡戸以二五十戸一爲レ里、毎レ里置二長一人一云々。

とあり、また戸主條に、

凡戸主皆以二家長一爲之、云々。

の句があり、さらに五家條には、

凡戸皆五家相保、一人爲レ長、以相檢察、勿レ造二非違一云々。

とあるのであつて、これをみれば、白雉の戸籍を造る以下の説明にあたる文は、何れも戸令の上記の三條の初句を以てあてゝいることが分るのである。これを以て推測すれば、班田施行の説明にあたる「凡田云々」の句が、田令田長條の初句を引用したものであらうといふ事が明らかであらう。然るに分注の租稻の異るところをみれば、すでに上述した如く、これは慶雲改制以後の考を以て記されたものに違いないと思はれるのである。

(五)

白雉三年の記事については、大體以上の如く考へられるのであるが、ここで少しく、大化改新の第三の詔について述べてみようと思ふ。改新の詔については、すでに種々の疑問が出され、大寶令または近江令等の令文によつて、その細目が記せられたものではないかといふ所謂令文轉載説のあることは言ふまでもないのであるが、こゝに問題とする改新

の詔第三の全文は次の如きものである。

其三曰、初造二戸籍、計帳、班田收授之法一、凡五十戸爲レ里、每レ里置二長一人一、掌下按二撿戸口一、課二殖農桑一、禁二察非違一、催中駈賦役上、若山谷阻險、地遠人稀之處、隨レ便量置、凡田長卅步、廣十二步爲レ段、十段爲レ町、段租稻二束二把、町租稻廿二束。

この文の中で、「凡五十戸爲レ里云々」以下の文章が、戸令爲里條と同一であつて、ただ戸令の初めにある「凡戸」の戸がないことと、戸令に「檢校戸口」とあるのが、「按檢戸口」とあるだけの差である。「凡田長卅步云々」以下が田令田長條と同一であることは言ふまでもない。このような字句の一致は、田積、田租のやうな簡單な記事については起り得るであらうが、他の記事については、何れかによつて記したものであらうとの疑問の起るのは當然であらう。近江令は大化改新後二十年以上を經て完成したものと考へられ、これは改新以後に公布された多くの詔勅、官符または其他の公文書を典據としたもので、これらのものを整理して條文を作成したものであらう。其後の淨御原令、大寶令等もこれによつた點が多かつたことは明白である。從つて大化當時の詔勅が、そのまゝ近江令や大寶令等の條文となつたとは考いられないのであつて、それらを簡單化し、または明瞭に整理して條文を作成したものであることは當然である。從つて上記の改新第三の詔についてだけみるならば、「凡戸云々」「凡田云々」以下の字句は、其後の令の條文の一部によるものと考へざるを得ないのである。卽ち第三の詔は、戸令及び田令の初めの條文を以て、その說明にあてたものと推測するのである。

すでに上述した如く、班田收授制の內容については、改新の詔は殆んとふれるところがないのであつて、强いて求むれば、上に記した如く大化三年八月の條に、

以二收數田一、均給二於民一、勿レ生二彼我一、凡給レ田者、其百姓家、近接二於田一、必先二於近一。

とあるに過ぎないのである。この制度の重要な内容である授田額、班年、受田年齢、班田手續等については、何等の記載がないのである。もし令文を轉載して説明にあてたとすれば、上に記した極めて簡單な記事以外に、なほ詳細な説明が何故になされなかつたのであらうか。この點については依然として疑問が解けないのである。以上改新第三の詔について考へたのであつて、改新の詔全體についての考察は、後の機會にゆづりたいと思ふ。

なほ令文非轉載説の根據としてよく引用される田令集解田長條の「古記」の文については、依然として種々の解釋が行はれてゐるのである。即ち、

問、田長卅歩、廣十二歩爲レ段、即段積三百六十歩、更改段積爲二二百五十歩一、重復改爲二三百六十歩一云々。

といふ文章について、種々の見解があるのである。この田積の變化を、大化の制より令前の制へまた大寶の制へ變じたとみるか、（坂本太郎、大化改新の研究、三五一頁）または、近江令、淨御原令、大寶令の規定の變化とみるか、（津田左右吉、上代日本の社會及び思想、二九九頁）或は、白雉三年に三百六十歩と定まり、その後近江令で復舊し（即ち二百五十歩）、大寶令で白雉の制にもどつたと考へるか、（井上光貞、大化改新、一四八―九頁）更にまた、この田積の變化を大寶令以後の變更とみるか、（虎尾俊哉、大寶令以前の田積法・租法について―藝林、六の五）等の諸説があるのである。この中の後の三説に從へば、この文章を令文非轉載説の證據とすることは困難となるのである。さてここに問題になることは「古記」とは如何なるものであるかといふ事であらう。しかしてそれは周知の如く、大寶令の殆んど唯一の解釋書であつて、その成立年代は天平十一年より同十三年の時期とされてゐるのである。從つて「古記」に記された田積變化についての問

答は、當時施行されてゐた大寶令に關するものであることは言ふまでもないのであつて、「田長云々」は令の規定であつて、それについての疑問を問答してゐるものとみるのが、當を得た解釋ではないかと思ふ。こゝでは、これについての詳細の事はすべて抄略するけれども、上記の古記の文を以て、令文非轉載說を主張することは、以上の如く、疑問となるのであつて、それらの問題に關しては、今後の研究にまたなければならないと思ふ。

(六)

さて次には、大寶二年の筑前、豐前、豐後三國の戶籍殘簡に記載されている口分田について少しく述べてみたいと思ふ。これらの戶籍は受田額の記載されている唯一の史料として有名であつて、それについても種々の研究が行はれているのである。自分はかつて、この受田額に關して次の如き卑見を述べたのである。筑前、豐前兩國とも、受田額が法定口分田額と合致しない。(豐後は不完全な戶籍が一戶記載されているが受田額は法定と合致しない。)筑前國では、記載の受田額が法定口分田額より過剩のものが多い。豐前國では、受田額が法定のものよりも過少のものが多い。筑前國では五才の少子、小女を加算すれば、記載の受田額が法定額に合致するもの、またはそれに近い額に達するものが多い。豐前國では五才の者を加算すれば、受田額と法定額との差異は大となる。それらの點から考へて、

(一) 法定口分田額と記載の受田額との間に、不規則な過不足の生じたのは、各地方、各鄕里內に於ける田地の複雜な事情、例へば田地の多寡、または田品の問題、便不便等の條件より生じたものであらう。

(二) 筑前、豐前兩國の受田額を研究してみると、兩國の班田は同時に行はれたものではなく、豐前國は早く、筑前國

は後れたのではないかと推測される。然し僅か三十例によつての推測であるから、確認することは困難である。（拙著、班田收授制の研究（大寶二年の戸籍に現れた口分田について）參照）

（七）

以上の如き推論を試みた前提をなすものは、この時の班田制の内容が大寶田令と同樣であつて、この戸籍に記載された受田額が田令による受田額（凡給二口分田一者、男二段、女減二三分之一一、五年以下不レ給、其地有二寬狹一者、從二鄕土法一云々、凡官戸奴婢口分田、與二良人一同、家人奴婢、隨二鄕寬狹一、並給二三分之一一）によるものであるとする點である。もしこの前提が誤りであるとすれば、以上の如き推論は無意味のものとなるのである。

さてこの戸籍に關しては其後新しい研究が發表されて、注目を引くところとなつてゐるのである。卽ちその研究の大要は次の如きものである。上記の大寶二年の戸籍に記載された受田額は、實際に班給された結果を記したものではなく、その予定額を記したものとみて、これは何等かの基準によつて算出されたものではないかとの考を以て、精密な計算をなして、豐前國は男子五九五步（一段二三五步）、女子は約その三分の二にあたる三九六步（一段三六步）を基準受田額として機械的に算出してゐる。筑前國に於いては、男子六〇〇步（一段二四〇步）、女子は四三〇步（一段六〇步）でその比はほぼ三分の二にあたる。豐後國では男子四七八步（一段一一八步）、女子は三一八步で、ほぼ三分の二にあたる。奴婢は豐前國でそれぞれ一九八步、一三二步、筑前國で奴一八〇步、婢一二〇步で良民男女の三分の一にあたる。これらの基準は郡里を問はず同一であるが、國別には相違がある。受田資格は、年齡、課不課その他一切に制限がなく、

一才以上卽ち戸籍に登載されている限り受田者とされている。これらの中で特に問題となるものは、受田年齢に關するものであつて、それは大寶令によるものではなく、淨御原令によるものであると考へられ、從つて淨御原令に於いては、田積法及び男女奴婢等の班田額の比率は大寶令と同一であるが、受田年齢には制限がなかつたのであつて、六才受田制は大寶令に於いて新たに制定されたものである。その理由は口分田の不足を補はんがためのものであつて、六年一籍制が以前からあつたので、それによつて受田年齢を六才と定めたものである。またこの戸籍に記された受田額は、淨御原令によつて定期的に造られた戸籍に、淨御原令の班田法によつて機械的に計算されたものであつて、近き將來に於ける班田實施のための準備的作業であるといふ結論に達しているのである。（虎尾俊哉、淨御原令の班田法と大寶二年戸籍―史學雜誌、六〇の一〇）

（八）

以上の研究は新しい問題を提示したものとして、學界に於いて注意を引くに至つたのであつて、自分もその少著に於いて、この研究に言及して、問題は極めて重要であり、影響するところも多いから、今後の研究檢討を必要とすると言ふに止めて置いたのである。（拙著、上代の土地制度、一〇七―一一一頁）この研究について、自分の平常疑問としていた點を少しく述べてみたいと思ふ。

先づ初めに問題とされる點は、受田額を一定の規準によつたものとしてみると、男女の比率、奴婢の比率等が正確に三分の二や三分の一にあたつてゐないといふことである。もし紙上に於いて計算されたとすれば、この少差は何を意味

しているのであらう。この點は何人でも氣付くところであつて、その差は少いけれども、この差をつける理由がなければならない。卽ちかゝる少差の出來たのは、すでに土地を檢校した結果であると考へなければならないであらう。しかも豐前國の場合は、その差が少いが、筑前國の場合に於いては、その差の大なるのは如何なる理由であらうか。卽ち後者に於いては、女子が三〇步多く、奴婢はそれぞれ三〇步少くなつているのであるが、その理由は明白にされていないのである。更にまた、戶籍が作成され、校田も行はれて、その分配の基準が定まつているのに、何故に此時班田が施行されなかつたのであらうか。班田は言ふまでもなく、最初は戶籍が作られ、これによつて班年の十月一日より受口帳や田籍が作成され、十一月一日より班給が開始されて、翌年の二月三十日以前にこれを完了することが令の規定である。よつて戶籍の作成が、その前提を爲すことは言ふまでもないが、當然他方に於いては、校田が行はれていたらうと考へられるのである。卽ちそれは一月間でこれを完了することは困難であるからである。從つて戶籍の上に受田額が記載されることも當然あり得ることであつて、この頃が班年にあたつてゐなければ、かかる記載はない筈であり、造籍と班田との關係よりみても、この推測はなし得ると思ふ。この受田額を以て、近き將來に於ける班田實施のための準備作業とみるよりも、寧ろこの頃施行された班田の受田額とみることが出來ないであらうか。

次に疑問とすることは、この戶籍に記載された受田額は、大寶令によつたものではなく、それに先行すを淨御原令によつたものであるとみる點である。卽ち大寶二年の北九州の戶籍が淨御原令によつたものか、または大寶令によつたものであるかとの問題である。この點については、自分もすでにこの戶籍について考察した當時に於いて疑問をもつたのであるが、續日本紀の大寶律令の成立や施行等の記事よりみて、令の成立は律よりも早く、從つてその施行も、律より

早かつたことは明白であるので、從來の說に從つて、大寶令となしたのである。この後の研究をみても、大寶令の施行の時代については、種々の議論があるやうであるが、續日本紀大寶二年十月の條に、律令を天下諸國に領下す、とある記事は、この時初めて令が施行されたのではなくて、これは律令を完成した形式で領布したことを意味するものであることは、何人も疑はないところであつて、令はすでにこれより一年以上も前に、新令によつて政を爲すべきことを宣告されてゐるのである。（續紀、大寶元年六月己酉條）かく考へると、大寶二年の戶籍が淨御原令によつてゐるとみることは、如何かと思はれるのである。しかも大寶二年には御野國に於いても戶籍が作成されてゐるのであつて、それも新令によるものであらうことは、その位階や勳位等の記載よりみても疑へないと思はれる。この時の造籍が六年一籍制によるものであることも認められるが、それが丁度大寶令の施行にあたつたので、新令によつてそれらの戶籍が作られたものであらう。この時の戶籍が大寶令によるとすると、受田額の記載が問題となるのであつて、戶籍は大寶令により、受田が淨御原令によるといふことが可能であるらうか、それは何人も疑問とするところであらう。

以上の如く、北九州の戶籍が大寶令によつてゐるものとすると、上記の研究による受田額が田令の規定に合はないこと、及び受田年齡を一才以上とすることが、次に問題となるのである。中國の均田制をみると、毎年收授を行ひ、何れも一定の年齡に達した者に班給し、或る年限に達すると收公する方法がとられてゐるのであつて、一才受田制はみられないのである。もし我國に於いて一才受田制が行はれたとすれば、班田は毎年行ふべきことが原則とならざるを得ないことは明白であらう。然しそれに關してはその存在を示す何等の史料も見當らないのである。一才受田制が、大化當時かまたは其後の近江令、淨御原令かによつて規定されてゐたとすれば、これを示す何等かの史料が殘るべきであり、ま

た大寶令によつて、六才受田、六年一班制に改められたとすれば、ここにも何等かこれを示す材料があるべきものと考へるのが普通であらうと思ふ。班田制にとつては、一才受田制より六才受田制への改制は、極めて重大な改變であるから、もしこれが行はれたとすれば、當時の何等かの記錄に、それを立證するものが殘らなければならないと思ふ。西海道の一部の戸籍殘簡よりの推測で、一才受田制の存在を承認することは、なほ研究の余地があるやうに思はれる。しかも一方に於いては、六年一籍制を認め、これが實施されてゐたことを承認するとすれば、これによつても六年一班制が當然考へられるのであつて、從つて六才受田といふことが、實際には行はれたこととなるであらう。もし一才で受田資格があるとすれば、毎年その年に生れた者に口分田を與ふることとなり、毎年班田が原則となるのであるが、六年一籍制で果してかゝることが行はれ得たであらうか。六年一籍による六年一班制を考へるのが妥當であり、「五年以下不給」といふことが事實を示すものであらう。

さらにまた受田額が戸籍に記載されてゐることも、度々問題となる點であつて、一見不思議に思はれるのである。然し古代中國の戸籍と我國の古代戸籍との關係を研究した論考によると、御野國の戸籍は西涼に、筑前國や下總國の戸籍は兩魏のものに類するとされてゐるが、この兩魏や唐の戸籍をみると、受田額が記入されているのであつて、戸籍に受田額を記載することは、すでに古代中國で行はれてゐたのであつて、それにならつたと思はれる我國の場合に、受田額が記されてあつても何等の不思議はないのである。たゞ中國の戸籍の場合は、「應受田額」が記されており、それに「已受」、「未受」等の額が記入されてゐるのである。卽ち法定口分田額によつて受くべき額と、實際に受けた額及び與給さるべきして未だ與へられない額とが記されてゐるのであつて、これが西海道の戸籍と異るところである。（曾我部靜雄、

西涼及び兩魏の戸籍と我が古代古籍との關係—法制史研究、七）

この相違については、種々の推測がなし得ると思ふ。たとへば、この時實際に班田が施行されなかつたので、ただ「受田」として、その内容を記載しなかつたのであるとも考へることが出來る。然し中國の戸籍にならつたとすれば、何故に「應受田」や「未受」の記載がないのであらうかとの疑問が起り得るのである。模範とした中國の戸籍に、「已受」、「未受」といふ明白な記載があるのに、なぜそれを書かないで、ただ「受田」とだけ記したものであらう。この受田額が法定額卽ち「應受田」額にあたらなかつたから、「未受」の記載もしなかつたのであらうか。以上の如き種々の疑問が、この西海道戸籍の「受田」について考へられるのであるが、特に疑問とするところは、將來の班田實施のために、何故にかゝる機械的計算の結果が、戸籍に記載されなければならなかつたかという點である。

(九)

以上述べた如き幾多の疑問については、すでに種々の批判がなされたやうであるが、本稿執筆中に、これに關する最近の研究に接することが出來たのである。卽ちそれは田中卓氏の最近の研究であつて、注目すべきものであらうと思ふ。（大寶二年西海道戸籍における「受田」—淨御原令受田一才說に對する疑—社會問題研究、八の一）氏の研究は、從來の諸說を參照しつゝ各方面より極めて詳細に、所謂この「受田」について檢討を加い、上述した如き諸疑問に解決を與へんとするものであつて、傾聽すべき點が極めて多いのである。いまその研究の結果を要約すれば、次の如くである。

㈠　大寶二年の西海道戸籍の「受田」の記載は男、女、奴、婢の班田比率が、筑前國と豐前、豐後兩國において、明

らかに相違のあること。

㈡　古代中國の戸籍にある「應受田」の記載と比較すると、西海道戸籍には、「已受」「未受」の記入のないこと。

㈢　これらの點からみて、北九州においては、當時まで班田制は實施されず、大寶令によつて初めて施行されたものであつて、その不慣れのために、國によつては班田額比率を「鄕土の法」によるものと誤解する場合もあつたのではないかと思はれること。

㈣　西海道戸籍に見える「受田」の各戸總額は、大寶令に依據して和銅二・三年頃に予定された第一回班田のための假りの機械的概算に過ぎないと考へられること。

㈤　西海道戸籍は、形式、內容ともすべて、大寶令の規定に依つて作成されたと認められること。

㈥　從つて、西海道戸籍の「受田」記事の解釋を根據として、設定せられた「淨御原令受田一才說」は成立しがたいと思はれること。

班田收授制に於いて一才受田說が成立するや否や、この西海道戸籍の受田額を如何に解釋すべきやの問題は、この制度の研究者にとつてに、極めて重大な問題であると考へられる。しかも上に述べた如きこの說に對する疑問は、殆んど何人もいだくところであつて、田中氏はその研究に於いて、それに殆んど十分に答へてゐると言ひ得ると思ふ。ただ一才受田說の根抵をなす受田額算出の計算については、いまだ何人も疑問を提出するものがない如くであつて、「あのすばらしい計算法には、心より敬服し、それに異議があらう筈はない。」（田中氏上揭論文）として、殆んど學界で認められたものゝ如くである。

自分はかつてその舊著に於いて、上述の如く田令の規定によるものとして計算を試みたことがあり、その結論として班田年度を推測したのであるが、それは大寶二年前後にこの地方に班田が施行されたのであらうとなしたのである。しかしてこの時の班田が、この地方に於いて最初であつたかどうかは、全く考へるところがなく、この時の戸籍にその受田額が明記されてゐる點を重視して、或はそれ以前に於いても施行されたのではないかとの推論をなしたのである。然し以上の如き、其後の新研究によつてみると、この時の戸籍に記載されてある「受田」は、大寶二年以後の時期のものと考ふべきものとなるのである。

(十)

さて大寶二年の西海道の戸籍に記載された受田額が、近い將來の班田のために機械的に計算されたものであつて、それが戸籍に記入されたとすれば、何故それが記載されたかといふことを、なほ考究する必要があると思ふ。田中氏はこの點について、この地方に於いては、この時までの班田が施行されてゐなかつたので、六年後の班田收授（實際上は初回にあたる）に備へての參考であらうとするのである。その理由としては、「大寶令によれば六年一籍、六年一班制であり、從つて今回の戸籍登載の戸口すべては次回においては悉く六年以上となり、當然班給の對象となる。……それ故、今回の戸籍の總戸數について、その受田額を記しておけば、それは畢竟、次回の班田の際の基本的な受田額を示すこととなるであらう。ただし、この場合、六年後にいたる迄に、死亡あるいは戸の分析によつて生ずる戸籍上の異動――出生は問題とならない――が當然生じるわけであるから、前述の『受田』額も、それはあくまで基本的な予定額であ

つて、多少の變更も生じるのはやむを得ないことであらう。それ故にこそ、それはあくまで〝機機的〟な〝紙上の計算〟であつて少しも差支へはないわけであり、ともかく、大寶令によつて初めて班田收授を實施しようとする場合、政府としては、現在の六年以上の者にのみ班給する方法をとらず、實施を次回に延すことによつて、六年後の六年以上の者―即ち現在戸籍登錄者すべて―に班給することとなり、從つて現在の一般農民に合理的な安心感を與へるものとして、賢明な政策と考へられるであらう。即ちやがて大寶令に基いて班田收授が實施されるが、その時には、少くとも、〝今―大寶二年現在―生きてゐるものは、すべて土地が貰へる〟といふことであり、これは一般に納得されやすい理窟であつたにちがひない。」と述べてゐるのである。即ち同氏はこの時に、或はまたこの近年に班田が行はれたのではなく、六年後に施行されるための計算と見てゐるのである。この點が氏によつて新しく示された見解であると思はれる。然し以上の說明を以て、大寶二年の戸籍に記載された受田額を解釋し得るや否やは、なほ疑問があると思ふ。即ち何故に次回に於ける班田予定額を嚴密に計算して戸籍に記載する必要があつたかとの理由、また何故にこれを「受田」として記入されたか、或は大寶令によるならば、何故に男子二段といふ原則を守らなかつたか、等の疑問があるのである。この時戸籍が作成されて、土地の檢校が行はれ、人口と土地との割合によつて、上記の如き精密な計算がなされたに相違ないと思はれるが、これが六年後に施行されるべきただ「紙上の計算」ならば、この時の戸籍に「受田」として記されることが、寧ろ不思議ではないであらうか。しかも五年後に受田資格を得る者までの分を計算して記入することは、この間に生ずる死亡、其他の事情を考慮するならば、これを「受田」と記載すべき理由が薄弱であると思はれる。この點について田中氏は、この受田の記載は六年後に實施されるであらう班田收授の結果、各戸が受けることゝなる凡その

額を機械的に算出したもので、實際とは必ずしも一致しないが、まず大體のところこの程度の受田となるであらうという參考資料に他ならない。從つてそれは嚴密に言へば、必ずしも受けるべき田ではないので、受田とだけ記してシナ流の「應」を省いたのであらうと、してゐるが、これも上述した如く、「應」を省いた點については逆の意味、即ち實際に田を受けた意味にも解せられると思ふのである。要するに、この時班田が實際に行はれなかつたとするならば、何故に受田として戸籍に記載されたかといふ理由が、充分に解明されないと思はれるのである。

さて以上の如き種々の疑問について、自分は次の如く、一應考へてみたいのである。

新研究の計算による受田額を認めるとしても、西海道戸籍の受田額は、それを淨御原令によるとみられる一才受田制を基準としたものとすることには疑問があると思はれるのである。即ちそれは、六年一籍制、六年一班制を認め、この戸籍を大寶令によるものと考へると矛盾する點があるからである。次にこの受田額を近き將來、恐らくは大寶三・四年頃に行はるべき班田の準備となすことや、六年後即ち私銅三・四年頃に予定される第一回班田のための假りの機械的計算となすことは、どうであらうか。この兩説とも、この時の戸籍に、その「受田」額を記載したことの理由の説明が薄弱と考へられるのである。然らばそれを如何に解すべきかゞ問題となるのであるが、自分はそれについて一の推測をなしたいと思ふ。即ちそれは、この時、この戸籍によつて、實際に班田が行はれたのではないかといふことである。

上述した如く、この時の受田額の新研究を認め、またこの時までこの地方に班田が施行されなかつたといふことを認めるとすると、この地方に於ける最初の班田が、恐らくこの頃施行されたのではないかと思ふ。然し以上の計算によると一才まで受田資格の範圍を擴げてゐるので、大寶令の六才受田の規定に反することゝなるのである。この點を如何に

考へるかゞ問題であるが、總人口と總土地面積を調べて、その比較の上に精密な計算を以て、算出された受田額が、たゞの參考資料とは考へられない。精密な計算であれば、それだけに實施といふことを考へなければならないと思ふ。恐らく全體の土地を總ての人口に割りあてて、一應班田を實際に行つたものであらう。しかして其後の六年間の種々の變化―この場合死亡者だけが問題となるのであつて、出生者は關係がない―によつて、再班の場合卽ち六年後の班田の場合に種々の調節をなしたものと考へても差支へないと思ふ。ただしこの場合は、一才より五才までの者に、余分の班田をなすことになるが、後の班田の時には、それをそのままにして調節を計るだけとなるのであつて、言はば準備期間ともみられるけれども、實際に班田を行はないで、机上だけのものとみることは、當時の社會狀態よりみても困難であり、しかも幼兒の死亡率もかなり高かつたと思はれるから、一應全部に班給しておいて、後の班田の時に除々に調節するといふことが可能であらう。近來の研究によると、大寶令に於いては、初班に死亡した者の口分田の收公はその期限がながく（少くとも十二年後か）再班以後の死の場合は次の班年に收公されたと思はれるが、養老令は一律に、それを次の班年としたのであらうとの說があることも、（虎尾俊哉、大寶・養老令に於ける口分田の收授規定―法制史研究、七　田中卓、大寶令に於ける死亡者口分田收公條の復舊―社會問題研究七の四　參照）注意すべきことであつて、幼者の死亡者の口分田を除々に調節して行つたものと考へられると思ふ。以上は全くの推測に過ぎないのであるが、班田施行の最初の場合は恐らくこのような方法をとつたものではないであらうか。これは北九州の場合だけではなく、他の地方に於いても、かゝる方法によつて最初の班田が施行されたものかとも思はれるのである。上述の白雉三年の記事なども、このような意味での班田が終つたことを示すものかも知れないのである。以上述べたところは、全く自分の推測に過ぎないのであるが、西海道戶籍の口分田の受田額についての新しい計算を認めるとす

れば、このような推測も可能ではないであらうかと思はれるので、卑見を述べた次第である。

以上早急の間は執筆したために、意に満たない所や、言い現し方の十分でないところが多々あつて、推論に推論を重ねるといふことになつたけれども、一應筆を止めることとする。なほ本稿に於いては、律令時代に於ける土地所有の問題即ち口分田私有説についても卑見を述べ、更に奈良時代に公布された土地に關する法令の背景をなす政權との關係等についても言及する考へであつたが、紙數の關係でそれを後の機會にゆづることとした。